

**勤労福祉センターの使用料は従来どおりです**

種別	区分	使用料	備考
勤労福祉センター	多目的ホール	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	3,360円
		午後5時～午後9時30分	5,040円
	会議室	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	840円
		午後5時～午後9時30分	1,260円
	集会室1	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	670円
		午後5時～午後9時30分	1,010円
	集会室2	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	840円
		午後5時～午後9時30分	1,260円
	集会室3	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	1,680円
		午後5時～午後9時30分	2,520円
	集会室4	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	1,510円
		午後5時～午後9時30分	2,270円

暖房設備または冷房設備を使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に20パーセントを増した額です。ただし、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

種別	区分	使用料	備考
勤労福祉センター以外の方	多目的ホール	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	4,200円
		午後5時～午後9時30分	6,300円
	会議室	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	1,050円
		午後5時～午後9時30分	1,580円
	集会室1	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	840円
		午後5時～午後9時30分	1,260円
	集会室2	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	1,050円
		午後5時～午後9時30分	1,580円
	集会室3	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	2,100円
		午後5時～午後9時30分	3,150円
	集会室4	午前9時～午後1時または午後1時～午後5時	1,890円
		午後5時～午後9時30分	2,840円

暖房設備または冷房設備を使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に20パーセントを増した額です。ただし、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

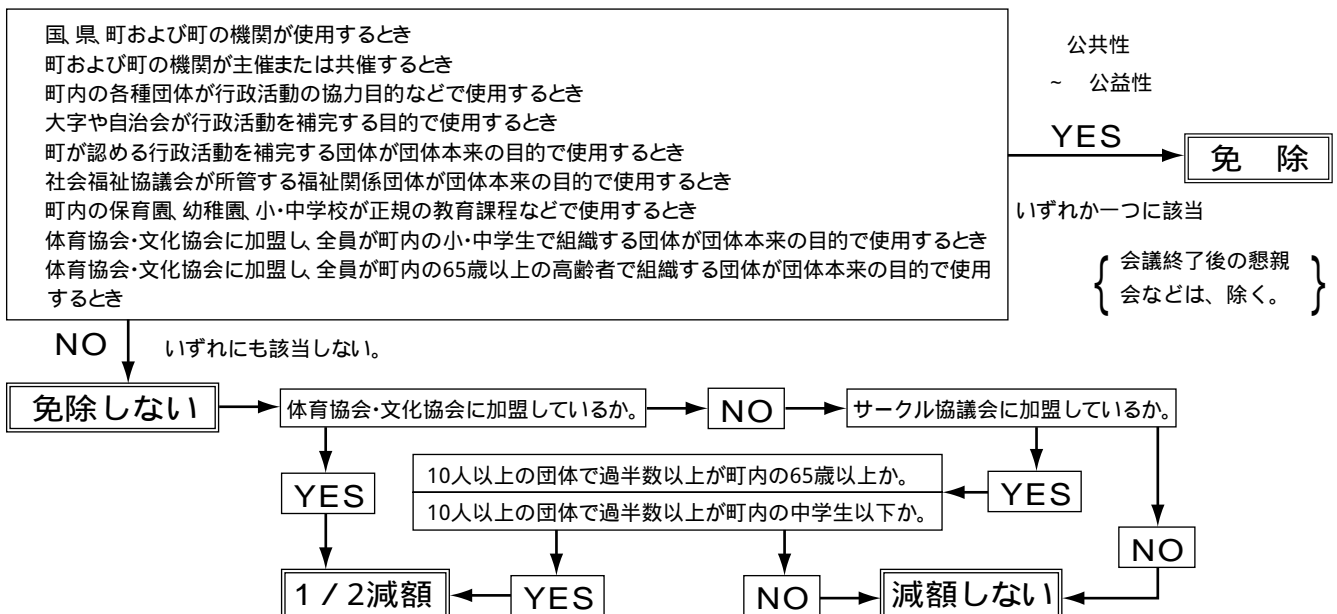
問い合わせ先	学校各運動場 ☎(49)2500(スポーツ村)	中央公民館本館・南館 ☎(48)1111(内260)	坂部公民館 ☎(48)5060	中部公民館 ☎(48)2613	板山公民館 ☎(48)0081	草木公民館 ☎(48)0086	宮津公民館 ☎(48)3548	白沢区民館 ☎(48)4325
	丸山公園武道場 ☎(48)6644(勤労福祉センター)	ふれあいの森 ☎(48)8431	坂山グラウンド	白沢グラウンド	草木グラウンド	スポーツ村 ☎(49)2500	勤労福祉センター ☎(48)6644	

# 各施設の使用料減免規定も10月1日から運用

今回の使用料減免規定は、第3次阿久比町行政改革大綱重点事項の受益者負担の適正化を図る一環として適用します。

問い合わせ先 阿久比町行政改革推進本部事務局 企画財政課  
☎(48)1111(内204)

## 使用料判定シート



サークル協議会については、19年度中は体育協会・文化協会と同じ扱いですが、20年度以降は、上記の判定シートのとおりとなります。新たに免除・減額を希望する団体は、体育協会・文化協会・サークル協議会のいずれかに加盟し、減免の許可を受ける必要があります。(継続的な活動を行っている団体が対象)

丸山公園の夜間照明設備の使用料は免除・減額しません。 冷暖房費は免除団体については免除し、その他の団体は徴収します。 免除・減額を希望する団体は毎年、使用料減免申請書を提出してください。